

●香川県警察本部告示第7号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月28日

香川県警察本部長 小島 隆雄

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(原付講習の細目)</p> <p>第53条 略</p> <p>(1) <u>運転免許センター又は公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所</u>において行うこと。</p> <p>(2) <u>運転免許センターにおいて行うときは、次の要件に該当する者として警察本部長の承認を受けたもの</u>（以下「原付講習指導員」という。）により行うこと。 ア～オ 略</p> <p>(3) <u>届出自動車教習所において行うときは、大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員により行うこと。ただし、大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員により行うことが困難な場合は、大型免許等に係る届出自動車教習所指導員又は原付講習指導員により行うことができるものとする。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>講習事項の区分 講習方法 講習時間</p> <p>原動機付自転車の操作方法及び走行方法 原動機付自転車を用い、運転免許センター又は届出自動車教習所（以下この表において「運転免許センター等」という。）のコースにおいて施行規則第38条第6項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。） 略</p>	<p>(原付講習の細目)</p> <p>第53条 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習（以下「原付講習」という。）は、施行規則第38条第6項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 運転免許センターにおいて行うこと。</p> <p>(2) 次の要件に該当する者として警察本部長の承認を受けたもの（以下「原付講習指導員」という。）により行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。</p> <p>講習事項の区分 講習方法 講習時間</p> <p>原動機付自転車の操作方法及び走行方法 原動機付自転車を用い、運転免許センターのコースにおいて施行規則第38条第6項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。 2時間</p>

	を行うこと。				
安全運転に必要な知識等	教本、視聴覚教材、筆記による安全運転自己診断等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、 <u>運転免許センター</u> 等の建物その他の設備において行うこと。	略		安全運転に必要な知識等	教本、視聴覚教材、筆記による安全運転自己診断等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、 <u>運転免許センター</u> 等の建物その他の設備において行うこと。
備考 略		備考 略			

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。